

# 第3次対がん総合戦略研究事業の事後評価について

## 研究事業の概要

- がんの罹患率と死亡率の激減をめざして平成16年度に策定された「第3次対がん10か年総合戦略」を受け、厚生労働省では平成16年度より第3次対がん総合戦略研究事業を推進。
- がんの本態解明をめざした研究及びその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチ（基礎研究の成果を臨床・公衆衛生に導入するための橋渡し研究をいう。）並びにがんに対する革新的な予防法、診断法及び治療法の開発を推進することを目的とする研究を実施。
- 平成25年度にて最終年度となる。

## 予算額と課題数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
予算(百万円)	4,634	4,606	5,529	6,178	6,486	5,835	5,806	4,635	3,708	3,084
課題数	78	91	100	123	135	135	152	161	156	125

- 研究事業全体において、総予算額は約505億円、総課題数は1,256課題

## 事後評価

- 本研究事業の事後評価については、「厚生労働省の科学技術開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づき、研究事業の所管課が外部評価により行う。外部評価の結果について科学技術部会に諮ることとする。
- また、本研究事業については、国家的に重要な研究開発として総合科学技術会議において事後評価が行われる予定。

## (参考1)

# 政府におけるがん対策の主なあゆみ

年次	がんの状況等	がん研究関係	備考
S56 S58.2	悪性新生物が死亡原因の第1位となる 胃がん・子宮がん検診の開始		
S59.4		<b>対がん10か年総合戦略</b> (厚生省、文部省、科学技術庁)	<ul style="list-style-type: none"><li>①ヒトがん遺伝子に関する研究</li><li>②ウイルスによるヒト発がんの研究</li><li>③発がん促進とのその抑制に関する研究</li><li>④新しい早期診断技術の開発に関する研究</li><li>⑤新しい理論による治療法の開発に関する研究</li><li>⑥免疫の制御機構および制御物質に関する研究</li></ul>
S62	子宮体がん・肺がん・乳がん検診を追加		
H4	大腸がん検診を追加		
H6.4		<b>がん克服新10か年戦略</b> (厚生省、文部省、科学技術庁)	<ul style="list-style-type: none"><li>①発がんの分子機構に関する研究</li><li>②転移・浸潤およびがん細胞の特性に関する研究</li><li>③がん体質と免疫に関する研究</li><li>④がん予防に関する研究</li><li>⑤新しい診断技術の開発に関する研究</li><li>⑥新しい治療法の開発に関する研究</li><li>⑦がん患者のQOLに関する研究</li></ul>
H10.4	がん検診等に係る経費の一般財源化		
H13.8	地域がん診療連携拠点病院制度の開始		
H16.4		<b>第3次対がん10か年総合戦略</b> (厚生労働省、文部科学省)	<p>戦略目標 がんの罹患率と死亡率の激減</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①がんの本体解明</li><li>②基礎研究の成果の予防・診断・治療への応用</li><li>③革新的ながん予防・診断・治療法の開発</li><li>④がん予防の推進による生涯がん罹患率の低減</li><li>⑤がん医療の均てん化</li></ul>
H18.6 H19.4 H19.6	がん対策基本法 成立 がん対策基本法 施行 がん対策推進基本計画 策定		
H24.6	がん対策推進基本計画(第二期) 策定		

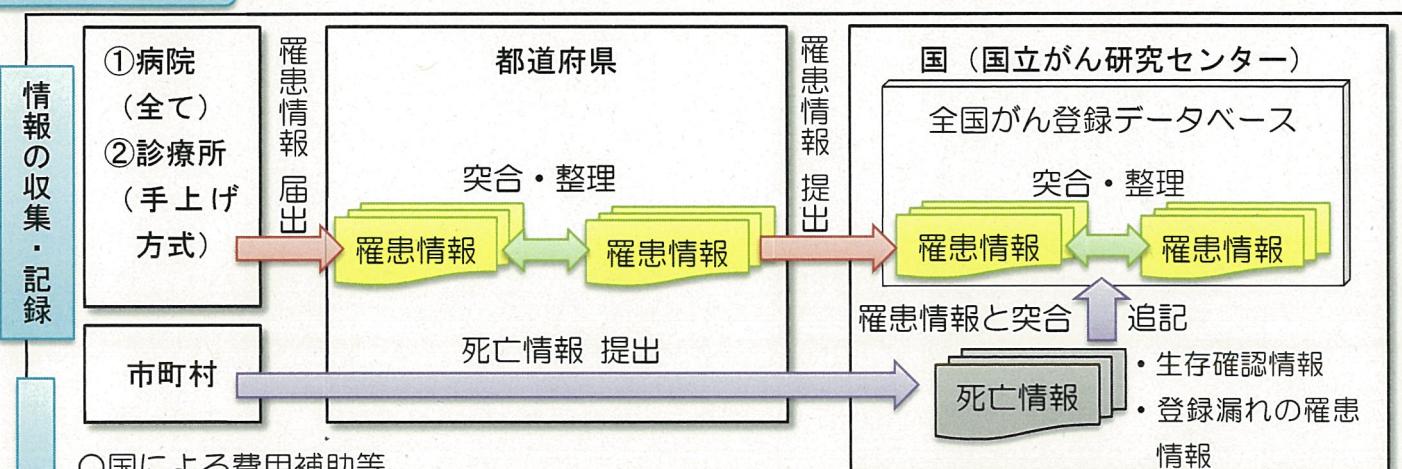
がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- ➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



○国による費用補助等

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供  
(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

有識者の会議の意見聴取

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏洩等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献